

委第2号議案

証言拒否に対する告発について

上記の議案を別紙のとおり上尾市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月24日

上尾市議会

議長 深山 孝 様

提出者

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の
経緯に関する調査特別委員会 委員長 大室 尚

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」で実施した証人喚問において畠山稔氏が証言を拒否したことから、同条第9項に基づき、さいたま地方検察庁に告発する。

以上が、本案を提出する理由である。

証言拒否に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

上尾市議会議長 深 山 孝

(2) 被告発人

畠 山 稔

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

第1 告発事実の要旨

被告発人は、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事に係る調査のため地方自治法第100条第1項に基づき、上尾市議会に設置された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」から、関係人として、令和元年10月25日に上尾市議会に出頭して証言するよう請求を受けながら、同日、同市議会第2委員会室において、正当な理由がないのに証言を拒んだものである。

第2 告発に至った経緯

- (1) 令和元年上尾市議会6月定例会会期中の6月20日に行われた上尾市議会議員の一般質問で、元上尾市長新井弘治氏が所有する土地において、公費による不適切な工事が行われていたことが指摘され、上尾市長である被告発人が議会において謝罪を行った。さらに、この指摘を受け、当該工事に関係していたとされる上尾市議会議員小林守利氏に対して、議員

辞職勧告決議案が提出されるという事態となった。

- (2) こうした事態を受け、上尾市議会は、令和元年8月9日に開催された令和元年上尾市議会第1回臨時会において、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任した「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、委員会は、本件調査のため、同項の規定により被告発人を関係人として、令和元年10月25日に証人喚問を行った。
- (3) 委員会の調査において、平成30年2月28日、および同年9月8日に被告発人が、新井弘治氏、小林守利氏とともに会食を行っていた事実が明らかとなった。さらに、令和元年10月25日の証人喚問において、被告発人は会食について「ブロック塀についての話がありました」と証言し、「(ブロック塀の話が出るたびに) それは難しい話ですよということで、何度も、何度も、何度も、そういった話、途中、途中でお断りの話をさせていただきました」、「新井弘治元市長の方から、市長が決断しなければだめなのだよということを大きな声で言われました」とも証言していることから、会食において本件工事の話がなされていたことは明確であり、会食における会談内容の事実解明が、委員会の調査において重要なポイントとなるという認識のもと、被告発人に対し、会食場所について証言を行うよう要請した。
- (4) 被告発人は、この要請に対して「先方のお店の関係もございますので、お店の名前は控えさせていただきます」と証言を拒否した。さらに大室委員長から証言を拒否する正当な理由について証言を求めたところ、「先方のお店に対して大変ご迷惑をかける問題でありますので、答えは控えさせ、答えというか、お答えは控えさせていただきます」と同様の理由から証言を拒否した。
- (5) さらに、委員会では、上記の会食において被告発人が新井弘治氏および小林守利氏の両名に対し、接待をしたのか、あるいは両名から接待を受けたのかどうかという点について、被告発人の本件への関与の可能性と関連するため重要であるという認識のもと、事実の確認が必要であるとの結論に至り、同日の証人喚問において、被告発人に対し、支払いを行った者について証言を行うよう要請した。
- (6) 被告発人は、この要請に対して「お金のことでございますので、この場では回答は差し控えさせていただきます」と証言を拒否した。さらに大室委員長から証言拒否となることについて、確認のために証言を求めたところ「100条の中でそういう決まりがあるのであれば、そういうことでなります」と証言し、証言を拒否する意思を示した。
- (7) よって、前記告発の事実記載のとおり、告発を行うものである。